

2006年2月20日

未決拘禁制度改革についての要望書

日本弁護士連合会

会長 梶谷 剛 殿

日本弁護士連合会市民会議

井手 雅 春(副議長)

片山 善 博

清原 慶 子

土屋 美 明

高木 剛

ダニエル・フット

中川 英 彦(議長)

宮本 一 子

吉永 みち子

要 望 の 趣 旨

無罪の推定を受ける未決拘禁者が、刑事手続きにおいて、一方の当事者として憲法上保障された防御権、弁護人依頼権を十分に行使できるようにするために、日本弁護士連合会に対して、以下の事柄を要望する。

記

1. 未決拘禁者と弁護人の接見交通権の保障について

未決拘禁者と弁護人が意思の疎通を図り、防御権を正当に行使できるよう、未決拘禁者と弁護人の接見交通権を十分に保障することを要望する。特に、現在は禁止されているテレビ電話、有線電話、携帯電話、ファクス、電子メールなどの通信手段の利用を認め、夜間、休日の面会も行えるようにすべきである。

2. 警察留置場の弊害除去について

警察留置場での拘禁については、少なくとも以下のような弊害除去の方策を講じるようにすべきである。

- ・ 被疑者・被告人の黙秘権を尊重し、自白の強要につながることはないよう十分に配慮

する。

- ・ 夜間や長時間にわたる被疑者・被告人の取り調べは厳しく制限する。

3. 未決拘禁制度の新立法について

日本弁護士連合会は未決拘禁制度の新立法について、引き続き法務省、警察庁と検討を重ね、2006年度の通常国会に法案が提出できるよう、努力すべきである。

要 望 の 理 由

1. 未決拘禁者と弁護人の接見交通権の保障について

被疑者・被告人の立場にある未決拘禁者の防御権を保障するには、収容されている警察留置場、拘置所で弁護人と接見する機会が十分に確保されていなければならない。未決拘禁者と弁護人が意思の疎通を図ることは、適正な取り調べの大前提でもある。未決拘禁者の人権を保障するとともに、公正な裁判を実現するために、接見交通権が十分に保障されることを要望する。

特に配慮されなければならないのは通信手段の利用である。現在、警察留置場、拘置所ではテレビ電話、有線電話、携帯電話、ファクス、電子メールなどの使用が禁止されているが、拘禁目的を阻害することにならない限り、これらの通信手段による接見交通を基本的に認めるべきである。身柄の拘束地と弁護士の所在地とが遠く離れている場合など、直接の面会が困難なときには、これらの手段の活用は不可欠である。

また、2009年5月までには始まる国民参加の刑事裁判「裁判員制度」では、連日的開廷による集中審理が予定されている。その日の公判が終わった後、翌日の公判準備などのため被告人と弁護人が打ち合わせをする必要性が大きい。被告人が拘禁施設へ戻った後に連絡を取らなければならない場合も多いと予想される。

これらの要請に応える方法としては、弁護士が弁護士会、検察庁、警察署などに設けられた所定の電話ボックスなどから拘禁施設に電話、ファクス、メールなどをし、施設内の所定の場所にいる未決拘禁者と接触できるようにすることなどが想定できる。通信手段の利用についてさまざまな方法を検討し、実現の道を探るべきである。

もちろん、最も重要なのは直接の面会である。現在でも弁護士は、昼間だけではなく、夜間にも接見することができるのが望ましいが、そうした要請は今後さらに強まると予想される。今年11月、改正刑事訴訟法が施行され、公判前整理手続きが導入されて、被告人側が争点を明らかにし、その主張を明示する必要性が高まっている。接見交通によって入念な準備ができなければ、公判前整理手続きは機能しない。その上、裁判員制度が始まれば、弁護士が夜のうちに面会をしておかないと翌日の公判に差し支える事態も生まれかねない。休日に接見して公判対策を相談する必要性も大きくなると予想される。さらに、

未決拘禁者が家族や友人と休日に面会できることも、無罪の推定を受ける立場からすれば当然であり、人道的に考慮されなければならない。外部との夜間、休日の接見交通が現行よりも幅広く行えるようにするべきである。

日本弁護士連合会は、これらが可能となるよう、法務省、警察庁に人員配置、事務処理体制などの検討を求め、早急に具体的な対応策を固めるべきである。

2. 警察留置場の弊害除去について

被疑者を本来の勾留施設である拘置所ではなく、警察留置場に収容して行われる取り調べは、自白を強要することによって冤罪を生み出し、人権侵害を招く恐れがあると、かねてから指摘されている。日本弁護士連合会が既に1980年代には、警察留置場を本来の拘禁施設である拘置所の「代用」と位置付け、「代用監獄」と呼んで、その弊害を訴え、廃止を求めてきたことは周知の事実である。

その状況に今も大きな変化はなく、警察留置場の弊害を懸念する声は強い。このような状況を考えると、以下のような弊害除去の方策が求められる。

被疑者・被告人の黙秘権を尊重し、自白の強要につながるものがないよう十分に配慮する。

夜間や長時間にわたる被疑者・被告人の取り調べは厳しく制限する。

少なくとも、この2点が徹底されれば、警察留置場の弊害として指摘されている問題の一部は解消されていくはずである。弊害防止の目的として、取り調べの状況を録音や映像で残す「捜査の可視化」を導入すべきだとする意見も出されており、日本弁護士連合会は幅広い観点から検討を続けていくよう要請する。

3. 未決拘禁制度の新立法について

明治41年(1908年)に施行された「監獄法」がほぼ1世紀ぶりに抜本的に改正され、先の通常国会で今年5月25日、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(受刑者処遇法)が成立した。この法律によって、我が国の受刑者処遇制度はようやく、受刑者の人権保障と刑務所運営の透明化という二つの要請に応えられる本来の姿に向け、大きな一歩を踏み出すことになった。

しかし、受刑者とともにその処遇が基本的に見直されるべき未決拘禁者については、監獄法改正の際、受刑者処遇の立法ができた後の検討課題とされ、まだ立法化の道筋が明確にされていない。これは、被疑者・被告人を通じて一貫した現代的な身柄拘束制度が未確立であることを意味しており、看過できない事態である。

未決拘禁中の被疑者・被告人は「無罪の推定」を受ける者であって、既決の非収容者とは異なり、その地位にふさわしく処遇されなければならない。そのことは憲法第31条(法定の手續の保障)に基づくだけでなく、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する

国際規約などをはじめとする人権保障の国際的諸準則からも導かれるところである。

日本弁護士連合会は、これらの国内的、国際的諸原則を踏まえ、未決拘禁制度の新立法について引き続き法務省・警察庁と検討を重ねるとともに、2006年度の通常国会に法案が提出できるよう、努力を重ねていくべきである。

以上